新潟県報道資料

ノロウイルスによる食中毒が発生しました

新潟県

平成 27年 4月 29 日
福祉保健部生活衛生課

発生概要	平成 27 年4月 25 日午後7時 30 分頃、患者グループ代表者から村上保健所へ、飲食店「有限会社 大滝食品(本店)」の仕出し弁当を食べた者のうち複数人が下痢を呈している旨の連絡があった。 同所が調査した結果、4月 22 日と23 日に、当該飲食店の調理した仕出し弁当等を食べた 11 グループ 212 人のうち連絡の付いた9グループ 209 人中、4グループ 62 人が、4月 23 日午前1時頃から下痢、おう吐、腹痛等の症状を呈し、うち3グループ 12 人の患者及び当該飲食店調理従事者2人の便からノロウイルスが検出されたことが判明した。 同所は、患者に共通する食事が当該飲食店で調理した仕出し弁当に限られること、従事者及び患者の便からノロウイルスが検出されたこと、医師から食中毒の届出があったことから、当該飲食店で提供された仕出し弁当を原因とする食中毒と断定した。 なお、患者は全員快方に向かっている。	
患者の状況	摂食者数	212 人
	患者数	62 人 (男性 19 人、40～80 歳代　女性 43 人、50～80 歳代)
	治療を受けた者	18 人
	入院した者	1人
	症状	下痢、おう吐、腹痛等
原因施設	名称	有限会社 大滝食品(本店)
	営業者	有限会社 大滝食品(おおたきしょくひん)　代表取締役 大滝 勝雄(おおたき かつお)
	所在地	村上市北中(きたなか)222 番地6
	業種	飲食店営業(仕出し屋)
原因食事		「有限会社 大滝食品(本店)」が、4月 22 日、23 日に調理した仕出し弁当
病因物質		ノロウイルス
検査	検査検体	患者便、従事者便、食品、拭き取り
	検査項目	ノロウイルス、食中毒菌
行政措置	村上保健所は営業施設に対して次の措置を実施 ・営業停止処分 4月 29 日から 30 日まで (2日間) (4月 27 日から 28 日までの2日間営業自粛) ・調理施設の清掃消毒、調理器具・設備の洗浄消毒、従事者の健康管理の徹底を指示 ・調理従事者に対して衛生教育を実施予定	

備考 ・この食中毒の担当事務所
村上保健所(村上地域振興局健康福祉部内)

■平成 27 年新潟県内食中毒発生状況(※本日発表分を含む)

	発生件数	患者数
4 月 29 日現在	10 件	328 人
昨年同期	11 件	258 人

【ノロウイルスについて】

○特徴

・ノロウイルスに汚染された食品を摂取することにより感染する。ヒトからヒト、環境からヒトへ感染することもある。

・感染後1～2 日間の潜伏時間の後、おう吐、下痢、腹痛、発熱等を引き起こす。

・85～90℃・90 秒間以上の加熱により死滅させることができる。

○予防のポイント

・加熱調理食品は十分に加熱する。

(ノロウイルス汚染の恐れがある食品(二枚貝等)は中心部が 85～90℃・90 秒間以上となるよう加熱する。)

・調理前、トイレ後、作業が変わる時等、十分な手洗いを徹底する。2度洗いが有効です。

・調理器具・設備の洗浄消毒を徹底する。

・調理従事者が下痢やおう吐等の症状があるときは、調理作業に従事しない。

本日の報道対応は午前 11 時までとさせていただきます。

・この記載事項に関する問い合せ先
新潟県福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係
直通 025-280-5205 (内線 2674) 担当 安齋